

平成 29 年 2 月 13 日
独立行政法人 郵便貯金・
簡易生命保険管理機構

**東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び
熊本地震による被災者に対する契約者貸付利率について**

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、簡易生命保険契約について、被災された皆さまを対象に、非常取扱いの契約者貸付利率を適用し、普通貸付金の非常即時払の取扱いを実施しています。

この非常取扱いの契約者貸付利率の適用につきましては、平成 29 年 3 月 31 日（金）までの受付とし、平成 29 年 4 月 3 日（月）以降については、被災された旨のお申出をいただいた場合においても、通常の契約者貸付利率による貸付の取扱いを実施いたします。

なお、非常取扱いの契約者貸付利率又は通常の契約者貸付利率につきましては、ご契約の効力発生日（契約日）やご契約の種類によりそれぞれ異なります。

お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00～21:00

土、日、休日 9:00～17:00（1月1日から3日を除きます。）